

平成22年度

川崎市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

川崎市監査委員

23川監第686号

平成23年8月25日

川崎市長 阿部孝夫様

川崎市監査委員	松	川	欣	起
同	奥	宮	京	子
同	東		正	則
同	石	川	建	二

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見
の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成22年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

目 次

平成 22 年度 健全化判断比率審査意見

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の方法	1
第 3	審査の期間	1
第 4	審査の結果	1
1	実質赤字比率	5
2	連結実質赤字比率	6
3	実質公債費比率	9
4	将来負担比率	11
5	まとめ	13

平成 22 年度 資金不足比率審査意見

第 1	審査の対象	14
第 2	審査の方法	14
第 3	審査の期間	14
第 4	審査の結果	14
1	地方公営企業法適用企業	16
(1)	病院事業会計	16
(2)	下水道事業会計	16
(3)	水道事業会計	17
(4)	工業用水道事業会計	17
(5)	自動車運送事業会計	18
(6)	高速鉄道事業会計	18
2	地方公営企業法非適用企業	19
(1)	卸売市場事業特別会計	19
(2)	港湾整備事業特別会計	19
(3)	生田緑地ゴルフ場事業特別会計	20
3	まとめ	20

- 注1 文中に用いる金額は原則として万円単位で表示し、特別の表示があるものを除き単位未満は切り捨ててある。
- 2 各比率はすべて百分率で表示し、単位未満は切り捨ててある。なお、前年度比については単位未満を四捨五入してある。
- 3 各表中の符号の用法は次のとおりである。
- 「－」……………皆無又は該当数値なし
 - 「0」、「0.0」………該当数値はあるが、単位未満のもの
 - 「…」……………算出不能、無関係又は不明
- 4 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付している。
- 5 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成 20 年総務省令第 8 号）の定めるところによる。

平成22年度健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、公債台帳、交付税台帳、設立法人等財務諸表その他の関係書類を照合するとともに、関係局長から説明を聴取し、その適正性について審査した。

第3 審査の期間

平成23年6月1日から同年8月18日まで

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は、法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

区 分	22年度	21年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.25	35.00
実質公債費比率	11.9	13.4	25.0	35.0
将来負担比率	120.0	137.4	400.0	—

地方公共団体は、上記の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）、財政健全化計画を定めなければならない。本市においては、すべての比率において早期健全化基準未満であった。

実質赤字比率は、実質赤字が発生しなかったため算出されなかった。

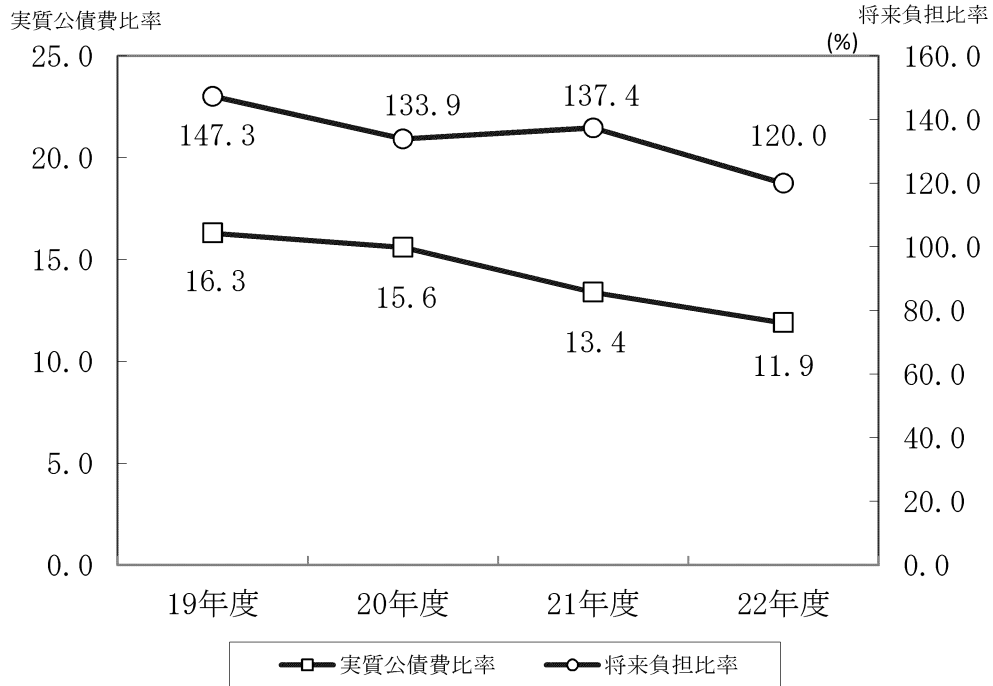
連結実質赤字比率は、実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

実質公債費比率は11.9%で、早期健全化基準の25.0%を下回った。

将来負担比率は120.0%で、早期健全化基準の400.0%を下回った。

なお、平成19年度から公表されている健全化判断比率の実質公債費比率及び将来負担比率の推移を示すと第1図のとおりである。

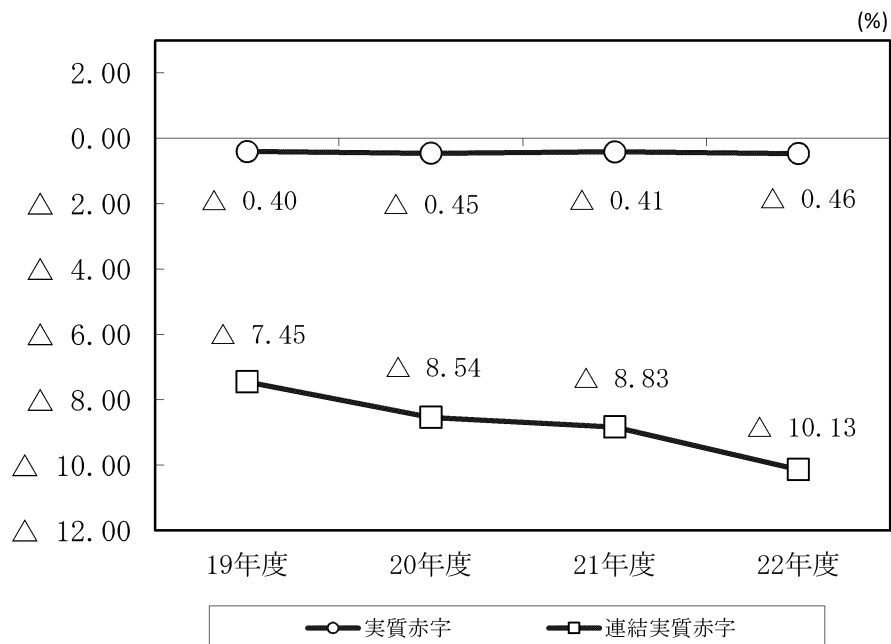
第1図 実質公債費比率及び将来負担比率の推移



[参考]

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されないが、実質赤字額及び連結実質赤字額を標準財政規模で除した数値を百分率として推移を示すと第2図のとおりである。

第2図 実質赤字及び連結実質赤字の推移



それぞれの比率の対象となる会計等は第3図のとおりである。

第3図 対象会計等の範囲

一般会計等	一 般 会 計		実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計			
		公害健康被害補償事業特別会計			
		勤労者福祉共済事業特別会計			
		墓地整備事業特別会計			
		公共用地先行取得等事業特別会計			
公債管理特別会計					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	競輪事業特別会計	連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計	将来負担比率
		国民健康保険事業特別会計			
		老人保健医療事業特別会計			
		後期高齢者医療事業特別会計			
		介護保険事業特別会計			
公営企業会計	地方公営企業法適用企業	病院事業会計	資金不足比率	将来負担比率	
		下水道事業会計			
		水道事業会計			
		工業用水道事業会計			
		自動車運送事業会計			
		高速鉄道事業会計			
	地方公営企業法非適用企業	卸売市場事業特別会計			
		港湾整備事業特別会計			
		生田緑地ゴルフ場事業特別会計			
一 部 事 務 組 合					
土 地 開 発 公 社					
損 失 補 償 団 体					

各比率の審査結果は次のとおりである。

1 実質赤字比率

実質赤字比率は第1表のとおりである。

第1表 実質赤字比率

(単位:千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	22年度	21年度	比較増△減	
実質赤字額(a+b+c=A)	△ 1,354,267	△ 1,290,236	△ 64,031	105.0
繰上充用額(a)	△ 1,766,454	△ 1,682,059	△ 84,395	105.0
支払繰延額(b)	—	—	—	…
事業繰越額(c)	412,187	391,823	20,364	105.2
標準財政規模(B)	291,351,977	311,875,395	△ 20,523,418	93.4
(A/B×100)	△ 0.46	△ 0.41		
実質赤字比率	—	—		
早期健全化基準	11.25			
財政再生基準	20.00			

(注) 実質黒字である場合、実質赤字額は負の値で表示される。この場合実質赤字比率は算出されない。

<算定式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質赤字額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})$$

$$= \text{歳入総額} - \text{歳出総額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}$$

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の実質赤字比率は、実質赤字額(A)がマイナス13億5,426万円となっており、前年度に引き続き実質黒字となったため算出されなかった。

繰上充用額(a)はマイナス17億6,645万円となっており、実質黒字であるため発生していない。支払繰延額(b)はなく、事業繰越額(c)は4億1,218万円であった。これは、全額母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係るものであり、国の予算から支出される福祉資金貸付債に伴うもので、母子寡婦福祉資金貸付事業に係る剰余金は、後年度において貸し付けるための財源として、事業繰越として取り扱うことによるものである。

標準財政規模(B)は2,913億5,197万円となっており、標準財政規模に算入される標準税収入額等が減少したことなどにより、前年度に比べ205億2,341万円減少している。

※標準財政規模

標準的な一般財源の規模を示すものである。地方財政法施行令附則第12条第2項の規定により臨時財政対策債発行可能額を含む。

※繰上充用額

歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額。

繰上充用額 = イ - {(ロ+ハ+ニ) - ホ}

イ：歳入歳出差引額

ロ：継続費通次繰越額

ハ：繰越明許費繰越額

ニ：事故繰越繰越額

ホ：ロからニ及び事業繰越額、支払繰延額に係る未収入特定財源

※翌年度に繰り越すべき財源

繰越事業等により翌年度のために必要とされる財源を繰り越したものである。繰越額から未収入特定財源を除いたものと等しい。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は第2-1表のとおりである。

第2-1表 連結実質赤字比率

(単位:千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	22年度	21年度	比較増△減	
連結実質赤字額 ((a+b)-(c+d)=A)	△ 29,525,621	△ 27,553,716	△ 1,971,905	107.2
実質赤字合計額(a)	—	—	—	…
資金不足額合計額(b)	—	—	—	…
実質黒字合計額(c)	1,824,630	1,702,864	121,766	107.2
資金剰余額合計額(d)	27,700,991	25,850,852	1,850,139	107.2
標準財政規模(B)	291,351,977	311,875,395	△ 20,523,418	93.4
(A/B×100)	△ 10.13	△ 8.83		
連結実質赤字比率	—	—		
早期健全化基準	16.25			
財政再生基準	35.00	40.00		

(注) 連結実質黒字である場合、連結実質赤字額は負の値で表示される。この場合連結実質赤字比率は算出されない。

財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令附則第5条第2項の規定により前年度から変更されている。

<算定式>

$$\left[\begin{array}{l} \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ \text{連結実質赤字額} = (\text{実質赤字合計額} + \text{資金不足額合計額}) \\ \quad \quad \quad - (\text{実質黒字合計額} + \text{資金剰余額合計額}) \end{array} \right]$$

連結実質赤字比率は、すべての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額(A)がマイナス 295 億 2,562 万円となっており、前年度に引き続き連結実質黒字となったため算出されなかった。

なお、一般会計等及び公営企業に係る特別会計以外の会計の会計別実質収支額は第 2-2 表、公営企業会計の会計別資金剰余額は第 2-3 表のとおりである。

第 2 - 2 表 総計による会計別実質収支額

(一般会計等及び公営企業に係る特別会計以外の会計)

(一 般 会 計 等)				(単位:千円)
会 計 名	歳入額(1)	歳出額(2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質収支額 (1)-(2)-(3)
一 般 会 計	607,148,629	599,760,735	6,376,025	1,011,869
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	661,276	249,089	412,187	—
公害健康被害補償事業特別会計	159,652	80,422	—	79,230
勤労者福祉共済事業特別会計	194,999	194,975	—	24
墓地整備事業特別会計	578,538	315,394	—	263,144
公共用地先行取得等事業特別会計	7,431,033	7,431,033	—	—
公債管理特別会計	210,376,914	210,376,914	—	—
小 計				1,354,267
(一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計)				
会 計 名	歳入額(1)	歳出額(2)	翌年度に繰り越すべき財源(3)	実質収支額 (1)-(2)-(3)
競輪事業特別会計	17,839,646	17,525,292	—	314,354
国民健康保険事業特別会計	117,781,894	116,817,780	964,114	—
老人保健医療事業特別会計	45,996	42,335	—	3,661
後期高齢者医療事業特別会計	10,445,594	10,146,866	298,728	—
介護保険事業特別会計	58,224,490	58,072,142	—	152,348
小 計				470,363
合 計				1,824,630

(注)歳入額及び歳出額それぞれの総計を一致させるため、各会計において端数調整を行っている。

第 2 - 3 表 会計別資金剰余額（公営企業会計）

（地方公営企業法適用企業）

（単位：千円）

会 計 名	流動資産等 (1)	算入地方債 (2)	流動負債等 (3)	資金剰余額 (1)-(2)-(3)
病 院 事 業 会 計	9,155,759	-	6,321,877	2,833,882
下 水 道 事 業 会 計	12,203,590	-	11,242,965	960,625
水 道 事 業 会 計	21,555,692	-	5,447,820	16,107,872
工 業 用 水 道 事 業 会 計	7,317,185	-	807,669	6,509,516
自 動 車 運 送 事 業 会 計	1,767,567	-	1,106,252	661,315
高 速 鉄 道 事 業 会 計	41,965	-	626	41,339
小 計	/	/	/	27,114,549

（地方公営企業法非適用企業）

会 計 名	歳入額 (1)	算入地方債 (2)	歳出額 (3)	資金剰余額 (1)-(2)-(3)
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	2,036,387	-	2,036,387	-
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	1,639,140	-	1,597,217	41,923
生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 事 業 特 別 会 計	777,532	-	233,013	544,519
小 計	/	/	/	586,442
合 計	/	/	/	27,700,991

*** 実質赤字合計額**

一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額である。

*** 資金不足額合計額**

公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額である。

*** 実質黒字合計額**

一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額である。

*** 資金剰余額合計額**

公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額である。

3 実質公債費比率

実質公債費比率は第 3-1 表のとおりである。

第 3-1 表 実質公債費比率

(単位:千円、%)

項目	22 年度	21 年度	20 年度	19 年度
地方債の元利償還金(A)	40,215,740	43,314,031	50,840,366	59,228,502
地方債の準元利償還金(B)	50,739,852	48,848,257	47,371,162	46,970,428
地方債償還に充当される特定財源(C)	21,574,305	20,195,040	19,907,050	21,928,209
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)	41,124,476	41,197,210	42,873,392	42,548,062
標準財政規模(E)	291,351,977	311,875,395	311,395,290	305,696,602
(A+B)-(C+D)	28,256,811	30,770,038	35,431,086	41,722,659
(E-D)	250,227,501	270,678,185	268,521,898	263,148,540
実質公債費比率(単年度) (((A+B)-(C+D))/(E-D)×100)	11.29245	11.36776	13.19486	15.85517
22 年度実質公債費比率 (過去 3 か年平均値)	11.9			
21 年度実質公債費比率 (過去 3 か年平均値)		13.4		
早期健全化基準	25.0			
財政再生基準	35.0			

(注) 実質公債費比率(単年度)は小数第 6 位を四捨五入している。

22 年度実質公債費比率及び 21 年度実質公債費比率は小数第 2 位を切り捨てている。

$$\left(\begin{array}{l} \text{<算定式>} \\ \text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) -}}{\text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \\ \text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array} \right)$$

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

過去 3 年間の単年度の実質公債費比率を平均して算出した当年度の実質公債費比率は 11.9% となり、早期健全化基準である 25.0% を 13.1 ポイント下回っている。

当年度の実質公債費比率(過去 3 か年平均値)は、前年度に比べ 1.5 ポイント改善し、単年度の実質公債費比率をみると、当年度は前年度に比べ 0.07531 ポイント改善している。これは主に地方債の元利償還金(A)が 402 億 1,574 万円となっており、前年度に比べ 30 億 9,829 万円減少したことなどによるものである。単年度の実質公債費比率は平

成 19 年度から改善が続いている。

地方債の元利償還金(A)の内訳を示すと第 3-2 表のとおりである。

第 3 - 2 表 地方債の元利償還金

(単位:千円)

区 分	22 年度	21 年度	20 年度	19 年度
一般会計等に係る公債費(a)	96,807,406	155,357,400	139,886,441	123,380,882
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額(b)	1,916,032	915,621	609,564	1,018,691
満期一括償還地方債の元金に係る分(c)	58,039,426	113,069,310	97,196,500	73,662,142
利子支払金のうち減債基金の運用利子を財源とするもの(d)	—	—	—	—
減債基金積立不足を考慮して算定した額(e)	3,363,792	1,941,562	8,759,989	10,528,453
地方債の元利償還金 (a - b - c - d + e = A)	40,215,740	43,314,031	50,840,366	59,228,502

地方債の元利償還金(A)は 402 億 1,574 万円となっており、前年度に比べ 30 億 9,829 万円減少している。また、平成 19 年度以降減少が続いている。

地方債の準元利償還金(B)の内訳を示すと第 3-3 表のとおりである。

第 3 - 3 表 地方債の準元利償還金

(単位:千円)

区 分	22 年度	21 年度	20 年度	19 年度
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	32,765,548	32,390,373	31,342,484	30,114,423
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる一般会計等からの繰入金	16,162,248	16,030,777	15,645,672	16,189,182
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	—	—	—	—
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	1,812,056	427,107	383,006	666,823
一時借入金利子(繰替運用を除く。)	—	—	—	—
地方債の準元利償還金 合 計 (B)	50,739,852	48,848,257	47,371,162	46,970,428

地方債の準元利償還金(B)は 507 億 3,985 万円となっており、前年度に比べ 18 億 9,159 万円増加している。また、平成 19 年度以降増加が続いている。

* 特定財源

使途が特定されている財源。実質公債費比率算定に当たっては地方債償還に充当することをあらかじめ想定されていたものを指す。

* 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準により行政サービスを行う場合又は標準的な施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額である。

4 将来負担比率

将来負担比率は第4表のとおりである。

第4表 将来負担比率

(単位:千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	22年度	21年度	比較増△減	
将来負担額 (a+b+c+d+e+f+g+h=A)	1,307,660,677	1,289,946,499	17,714,178	101.4
当年度末一般会計等地方債現在高(a)	978,314,798	946,440,757	31,874,041	103.4
債務負担行為に基づく支出予定額(b)	19,810,459	21,554,097	△ 1,743,638	91.9
一般会計等以外の特別会計に係る地方債償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額(c)	222,267,750	230,716,570	△ 8,448,820	96.3
組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額(d)	—	—	—	…
退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額(e)	84,871,609	87,369,413	△ 2,497,804	97.1
設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額(f)	2,208,048	3,698,273	△ 1,490,225	59.7
連結実質赤字額(g)	—	—	—	…
組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額(h)	188,013	167,389	20,624	112.3
充当可能財源等(i+j+k=B)	1,007,160,697	917,796,984	89,363,713	109.7
充当可能基金額(i)	176,201,375	114,588,595	61,612,780	153.8
特定歳入見込額(j)	287,771,507	259,837,366	27,934,141	110.8
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(k)	543,187,815	543,371,023	△ 183,208	100.0
標準財政規模(C)	291,351,977	311,875,395	△ 20,523,418	93.4
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)	41,124,476	41,197,210	△ 72,734	99.8
A-B	300,499,980	372,149,515	△ 71,649,535	80.7
C-D	250,227,501	270,678,185	△ 20,450,684	92.4
将来負担比率 ((A-B)/(C-D))×100	120.0	137.4		
早期健全化基準	400.0			

$$\left[\begin{array}{l}
 \text{〈算定式〉} \\
 \text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る標準財政需要額算入額})} \\
 \text{充当可能財源等} = \text{充当可能基金額} + \text{特定歳入見込額} + \text{地方債現在高等に係る標準財政需要額算入見込額}
 \end{array} \right.$$

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

当年度の将来負担比率は 120.0% であり、前年度に比べ 17.4 ポイント改善し、早期健全化基準である 400.0% を下回っている。

これは主に当年度末一般会計等地方債現在高(a)が増加したことなどにより、将来負担額(A)が前年度に比べ 177 億 1,417 万円増加したものの、減債基金の増などに伴い充当可能基金額(i)が 616 億 1,278 万円増加したこと及び将来負担額として計上されている地方債の償還額等に対し充当することができる特定歳入見込額(j)が 279 億 3,414 万円増加したことなどにより、充当可能財源等(B)が前年度に比べ 893 億 6,371 万円増加したことなどによるものである。

*** 債務負担行為に基づく支出予定額**

債務負担行為として予算に計上している支出予定額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額で、地方債をその財源とすることができる経費（地方財政法第 5 条各号の経費等）に係るものである。その支出額が算定時点において確定しているもののみを算定する。

*** 組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額**

当該団体が加入する地方公共団体の組合等が起こした地方債の元金償還に充てるため、当該団体の一般会計等において負担又は補助が必要と認められる額である。

*** 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額**

地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額である。

*** 組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額**

本市が加入する組合等の連結実質赤字額に相当する額のうち、本市の一般会計等で実質的に負担することが見込まれる額である。

*** 充当可能基金額**

本市が設置する基金のうち、将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源とすることができる基金の額である。

*** 特定歳入見込額**

将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源に充てることのできる歳入の見込額である。

5 まとめ

当年度の健全化判断比率の各比率は、すべてにおいて早期健全化基準を下回っていた。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については実質赤字及び資金不足が生じていないため、各比率は算出されていない。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率を示す実質公債費比率は、地方債の元利償還金が減少したことなどにより前年度から改善している。

また、一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率は、基金等の充当可能財源が増加したことなどにより前年度から改善している。

健全化判断比率が公表された平成 19 年度以降の実質公債費比率及び将来負担比率の推移についてみると、財政の健全性の維持、改善や実質公債費負担の適正な管理を図るために減債基金の積立不足の解消に努めてきたことなどにより、各比率は着実に健全化の方向に進んでいるといえる。

一方で、今後の財政運営においては、景気の不透明感などを考慮すると大幅な市税の増収は見込めず、また、公営企業会計も含めた全会計の市債残高は 1 兆 5,000 億円前後で推移しており、市債の償還も市財政に大きく影響を与えることから、引き続き厳格な財政運営が必要と考えられる。

このような状況から、新たに策定された行財政改革プランのもと引き続き効率的・効果的な行政体制の整備や組織力の強化などを図り、今後の行財政運営の指針となる「財政フレーム」に沿って計画的な行財政運営に努めることで、持続可能な財政構造の構築に向けた取組を進められたい。

平成22年度資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、特別会計（卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計に限る。）及び公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類を照合するとともに、企業管理者等の説明を聴取し、その適正性について審査した。

第3 審査の期間

平成23年6月1日から同年8月18日まで

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は、法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率の状況

(単位：%)

会 計 名	22年度	21年度	経営健全化基準
病院事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	
水道事業会計	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	
自動車運送事業会計	—	—	
高速鉄道事業会計	…	…	
卸売市場事業特別会計	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	
生田緑地ゴルフ場事業特別会計	—	—	

(注)資金不足がない場合、資金不足比率は算出されない。

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率であり、資金不足額を事業規模で除することで算出される。

病院事業会計、下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、自動車運送事業会計、卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計は、資金不足が発生しなかったため資金不足比率は算出されなかった。

高速鉄道事業会計は資金不足が発生しなかった。また、営業開始前であることから営業収益がなかったため資金不足比率は算出不能であった。

各会計の資金不足比率の審査結果は次のとおりである。

1 地方公営企業法適用企業

$$\left[\begin{array}{l} \text{〈算定式〉} \\ \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \\ \text{事業規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額} \end{array} \right]$$

(1) 病院事業会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	22年度	21年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 2,833,882	△ 1,896,810	△ 937,072	149.4
流動負債等(a)	6,321,877	5,807,998	513,879	108.8
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	9,155,759	7,704,808	1,450,951	118.8
事業規模(B)	31,844,438	30,060,122	1,784,316	105.9
(A/B×100)	△ 8.9	△ 6.3		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

(注) 資金剰余額がある場合、資金不足額は負の値で表示される。この場合資金不足比率は算出されない。以下の表について同じ。

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス28億3,388万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(2) 下水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	22年度	21年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 960,625	△ 164,479	△ 796,146	584.0
流動負債等(a)	11,242,965	11,345,253	△ 102,288	99.1
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	12,203,590	11,509,732	693,858	106.0
事業規模(B)	35,085,158	35,755,067	△ 669,909	98.1
(A/B×100)	△ 2.7	△ 0.4		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス9億6,062万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(3) 水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	22年度	21年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 16,107,872	△ 16,719,135	611,263	96.3
流動負債等(a)	5,447,820	6,770,044	△ 1,322,224	80.5
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	21,555,692	23,489,179	△ 1,933,487	91.8
事業規模(B)	28,786,625	29,919,241	△ 1,132,616	96.2
(A/B×100)	△ 56.0	△ 55.8		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 161 億 787 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(4) 工業用水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	22年度	21年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 6,509,516	△ 5,682,318	△ 827,198	114.6
流動負債等(a)	807,669	872,961	△ 65,292	92.5
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	7,317,185	6,555,279	761,906	111.6
事業規模(B)	6,929,830	7,751,311	△ 821,481	89.4
(A/B×100)	△ 93.9	△ 73.3		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 65 億 951 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(5) 自動車運送事業会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	22 年度	21 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 661,315	△ 885,784	224,469	74.7
流動負債等 (a)	1,106,252	1,122,657	△ 16,405	98.5
算入地方債現在高 (b)	—	—	—	…
流動資産等 (c)	1,767,567	2,008,441	△ 240,874	88.0
事業規模(B)	7,353,157	7,430,902	△ 77,745	99.0
(A/B×100)	△ 9.0	△ 11.9		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス6億6,131万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(6) 高速鉄道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	22 年度	21 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 41,339	△ 41,258	△ 81	100.2
流動負債等 (a)	626	16,918	△ 16,292	3.7
算入地方債現在高 (b)	—	—	—	…
流動資産等 (c)	41,965	58,176	△ 16,211	72.1
事業規模(B)	—	—	—	…
(A/B×100)	…	…		
資金不足比率	…	…		
経営健全化基準	20.0			

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス4,133万円となり、資金不足が発生せず、また営業開始前であることから営業収益がないため算出不能であった。

* 流動負債等

流動負債の額から控除すべき未払金等を控除した額である。

* 流動資産等

流動資産の額から控除すべき財源等を控除した額である。

* 算入地方債現在高

建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高である。

2 地方公営企業法非適用企業

$$\left[\begin{array}{l} \text{＜算定式＞} \\ \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \\ \text{事業規模} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額} \end{array} \right]$$

(1) 卸売市場事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	22年度	21年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	—	—	—	…
歳出額(a)	2,036,387	2,397,291	△ 360,904	84.9
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	2,036,387	2,397,291	△ 360,904	84.9
事業規模(B)	907,819	914,339	△ 6,520	99.3
(A/B×100)	—	—		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

当年度の資金不足比率は、資金不足、資金剰余ともに発生しなかったため算出されなかった。

(2) 港湾整備事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	22年度	21年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 41,923	—	△ 41,923	…
歳出額(a)	1,597,217	1,526,446	70,771	104.6
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	1,639,140	1,526,446	112,694	107.4
事業規模(B)	770,399	784,579	△ 14,180	98.2
(A/B×100)	△ 5.4	—		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス4,192万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(3) 生田緑地ゴルフ場事業特別会計

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	22 年度	21 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 544,519	△ 461,068	△ 83,451	118.1
歳出額(a)	233,013	267,049	△ 34,036	87.3
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	777,532	728,117	49,415	106.8
事業規模(B)	316,463	316,461	2	100.0
(A/B×100)	△ 172.1	△ 145.6		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス5億4,451万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

3 まとめ

当年度は、すべての会計において資金不足が発生していないため、資金不足比率は算出されていない。

各会計においては事業を安定的に運営し、市民サービスを確実に提供していく必要がある。また、今後も施設整備などに伴い多くの会計で多額の資金需要も見込まれることから、引き続き、資金収支の的確な把握に努めるとともに、各会計で定める経営健全化計画等を着実に進め、安定した経営基盤を構築されたい。